

水環境いばらき

〔 社団法人 茨城県水質保全協会 会報 〕

平成22年4月1日

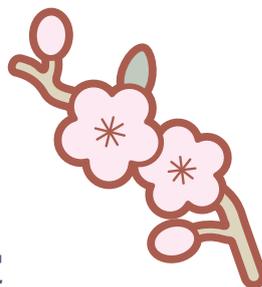
第10号

MIZUKANKYOU IBARAKI



写真／茨城空港(小美玉市)

- 一括契約システム導入(平成22年4月1日より)
- 平成22年度浄化槽関係国予算の概要
- 平成22年度浄化槽関係県予算の概要
- 支部活動報告
- 平成21年度新会員紹介
- 浄化槽管理士講習会茨城会場開催決定



浄化槽をご使用の皆様・浄化槽を設置される皆様へ

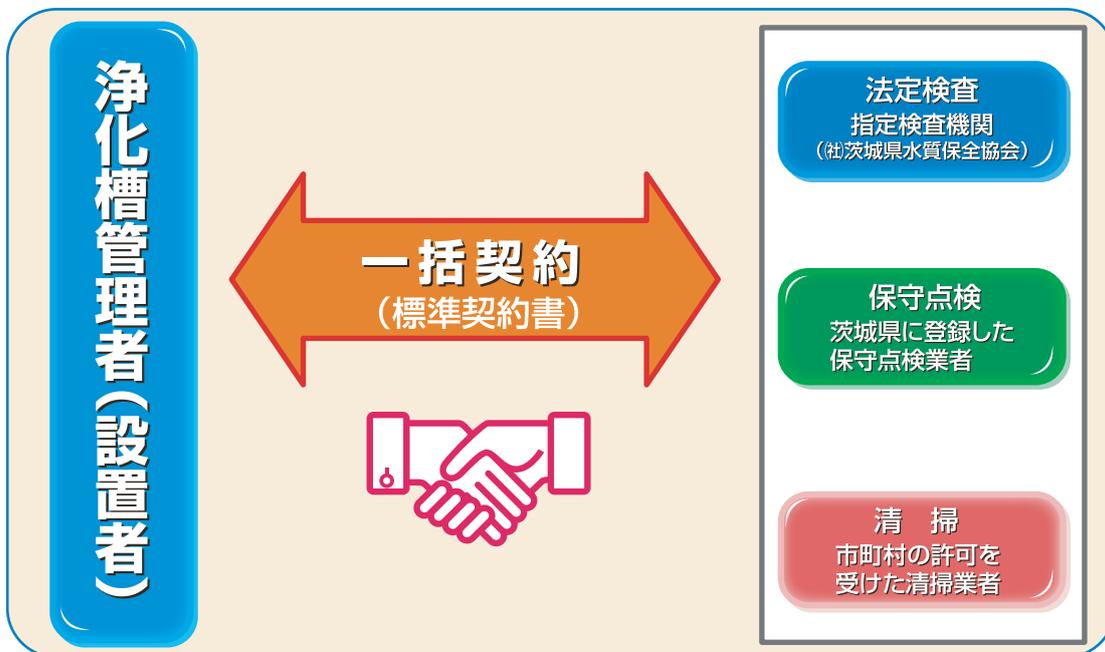
浄化槽一括契約システム

平成22年4月からスタート

各家庭などに設置される浄化槽は、下水道等とともに生活排水を処理する重要な施設ですが、適正に維持管理が行われないと浄化槽の機能が十分に発揮されず、河川・湖沼の水質汚濁の原因となります。

このため、浄化槽法は、浄化槽の管理者（設置者）に保守点検、清掃、及び毎年1回の法定検査を義務付けております。

浄化槽一括契約システムは、管理者の義務である保守点検・清掃・法定検査が、県で定めた標準契約書により一括して契約でき、安心して任せられますので大変便利です。是非ご利用ください。



⚠️ 新たに浄化槽を設置される皆様は、浄化槽設置届出の際に一括契約書の写しを添付する必要があります。

浄化槽の委託契約方法が新しくなります。

浄化槽一括契約システムとは

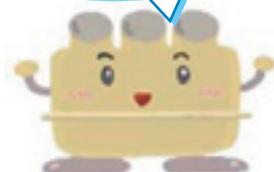
浄化槽管理者(設置者)の義務である、**保守点検・清掃**及び**法定検査**の窓口を一本化することによって、個々に依頼する煩わしさが無く、浄化槽管理者(設置者)が安心して浄化槽を使用できる大変便利なシステムです。

<浄化槽管理者(設置者)の3つの義務>



快適な生活と美しい環境を守るため
浄化槽の適正な維持管理を行いましょう

浄化槽は
日常の管理や使い方が
とっても大事なんだ



浄化槽一括契約のメリット

- 1 個々におこなっていた、保守点検・清掃・法定検査が**同時に契約**できます。
- 2 **年間の費用が明確**になり、安心して浄化槽をご使用いただけます。
- 3 **保守点検・清掃が確実に**実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な管理が行えます。
- 4 保守点検業者と清掃業者の**連携を可能**にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

お知らせ

浄化槽法の一部が改正され平成18年2月1日より施行されています。主な改正点は以下のとおりです。

- ①法定検査を受けない浄化槽管理者に対しては、勧告・命令が出されることになりました。命令に違反した場合には、30万以下の過料に処せられます。
- ②浄化槽設置後の水質検査(7条検査)の実施時期が変わりました。使用開始後、3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に検査を実施しなければなりません。(建築確認申請又は浄化槽設置届出時に申込が必要です。)
- ③浄化槽の廃止の届出が義務化されました。廃止した日から30日以内に届け出ないと5万円以下の過料に処せられます。

浄化槽法(抜粋)

- 第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
- 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回指定検査機関(社団法人茨城県水質保全協会)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

お問い合わせ先

現在、契約されている保守点検業者、清掃業者又は下記までお問い合わせください

浄化槽全般に関すること ◎ 茨城県	
茨城県生活環境部環境対策課	TEL.029-301-2966
県民センター総室(県央環境保全課)	TEL.029-301-3044
県北県民センター(環境・保安課)	TEL.0294-80-3355
鹿行県民センター(環境・保安課)	TEL.0291-33-6057
県南県民センター(環境・保安課)	TEL.029-822-7048
県西県民センター(環境・保安課)	TEL.0296-24-9134

法定検査・保守点検・一括契約システムに関すること

茨城県知事指定検査機関
(社)茨城県水質保全協会
水戸市三の丸3丁目11番13号
TEL.029-227-4596(経理課)・4836(検査管理室)
FAX.029-227-4822

清掃に関すること

(社)茨城県環境保全協会
水戸市元吉田町2981第一共栄ハウス2-6号室
TEL.029-227-0890
FAX.029-227-0895

平成22年度浄化槽推進関係国予算(案)の概要

1 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進

11,688百万円

污水处理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○循環型社会形成推進交付金

11,688百万円

- ・市町村の自主性と創意工夫をいかしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成21年度 予算額	平成22年度 予算額(案)	対前年度比%
浄化槽整備事業総額	(14,906) 14,344	(12,039) 11,688	(80.8) 81.5

注1：上段（ ）は、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島）計上分を含めた額。

※ 上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金（污水处理設備交付金）を計上

総額103,389百万円の内数

- ・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の充実

○低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の実施

浄化槽分野における地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、以下の事業を行う。

- ・事業内容 浄化槽市町村整備推進事業における、低炭素社会対応型浄化槽（省エネルギータイプ）の整備への助成

（実施要件）

- 1 浄化槽整備区域内の特定の区域内の普及率を10ポイント以上又は30基以上向上させる計画であること。
- 2 低炭素社会対応型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を10%以上実施する計画であること。

- ・助成率 1/2

- ・実施期間 平成22年度から2年間

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

浄化槽設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について

- ・浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用の助成要件となっている使用年数制限（30年以内）を撤廃する。
- ・単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置などを設置できないことに限っている助成要件を撤廃する。

3 浄化槽整備のための支援強化

103百万円

○浄化槽整備区域設定支援事業費

30百万円

今後の污水处理施設の整備の中心である人口分散地域においては、整備コストが小さく、整備期間の短い浄化槽の重要性が増しているものの、必ずしもその整備が十分に進んでいないため、市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定支援への取り組みを行い、浄化槽の整備促進を図る。

○浄化槽整備推進事業の推進

52百万円

浄化槽の特徴や維持管理の重要性について幅広い関係者の理解を進めるため、市町村を対象とした浄化槽整備推進事業の開催や浄化槽フォーラムをはじめとするNPOとの連携事業の実施など、浄化槽の整備促進に資するための普及啓発事業を行う。

○し尿処理システム国際普及推進事業費

21百万円

し尿処理施設や浄化槽等の日本発の優れた技術と経験を活かして国際的な衛生問題の解決に貢献していくため、し尿処理システムの普及に向けた国際ネットワークづくりを進めるとともに、その現地技術化や人材育成に向けた国内体制の充実を図る。

平成22年度 浄化槽設置整備事業

○個人設置型

(数字は計画基数)

	市町村名	通常型	窒素除去型	窒素及びりん除去型	設置基数計	単独浄化槽 撤去
中央地区	水戸市	76	158	0	234	16
	笠間市	0	149	0	149	38
	ひたちなか市	307	0	0	307	27
	那珂市	115	0	0	115	9
	茨城町	0	30	0	30	4
	大洗町	13	11	0	24	5
	城里町	16	3	0	19	1
	東海村	20	0	0	20	2
県北地区	日立市	9	0	0	9	15
	常陸太田市	49	0	0	49	38
	高萩市	2	0	0	2	0
	北茨城市	121	0	0	121	5
	常陸大宮市	65	0	0	65	8
	大子町	0	0	0	0	13
鹿行地区	鹿嶋市	27	0	37	64	19
	潮来市	0	0	3	3	1
	神栖市	70	77	2	149	10
	行方市	0	0	31	31	4
	銚田市	9	9	29	47	8
県南地区	土浦市	0	22	0	22	2
	石岡市	0	110	0	110	12
	龍ヶ崎市	0	33	2	35	14
	取手市	45	0	0	45	0
	牛久市	0	51	2	53	12
	つくば市	9	77	0	86	16
	守谷市	0	0	0	0	0
	稲敷市	0	38	0	38	20
	かすみがうら市	0	51	0	51	27
	つくばみらい市	21	2	0	23	0
	美浦村	0	5	0	5	2
	阿見町	0	57	0	57	5
	河内町	0	9	0	9	0
	利根町	0	12	0	12	1
県西地区	古河市	112	0	0	112	11
	結城市	71	0	0	71	13
	下妻市	63	0	0	63	5
	常総市	127	0	0	127	30
	筑西市	69	65	0	134	43
	坂東市	99	0	0	99	2
	八千代町	20	0	0	20	6
	五霞町	0	0	0	0	0
	境町	11	0	0	11	0
合 計		1546	969	106	2621	444

支部活動

◆ひたちなか支部…………… (支部長) 望月 福男

平成21年11月28日から29日にかけて支部14業者が参加した新潟県内の視察研修会を行いました。目的は新潟県中越地震を経験した新潟県日化サービスの方々に地震発生後のライフラインの復旧、特に浄化槽関係についてお話をお伺いしました。

同社が浄化槽実態調査を行った内容によると、震災地からの要請は、一部電気、水道、ガス等が復旧されたが、一日も速い水洗便所の使用を望んでいるということでした。特に女性においては、これにより健康を害したり、精神的肉体的に最悪な条件の中で生活を送られていたというお話でした。

震災は何時自らの地域に被災を受けるかわかりません。通常とは違う事態に慌てないためにも、私たちは予想される事態を今回の研修会から学び、地域貢献ができるよう今後も勉強会を重ねていきたいと思いました。

終了後新潟市内で懇親会を開き、会員相互の親睦を深め有意義な研修会を行うことができました。



◆鉾田支部…………… (支部長) 茂木 一男

会員の皆様こんにちは

従来、鉾田支部は会費の徴収や連絡事項は、他支部と違い本部にて行っておりましたが、北浦、涸沼等の水環境に関する重要な地区に位置する支部でもあり、水質汚濁防止を最重点に掲げ支部活動を行っていかねばならないと会員一同思いをさせ、平成21年9月5日に第1回臨時総会を開催し新役員を選出、平成21年10月9日に第2回臨時総会を開催し支部規約、事業計画、収支予算等を議決し、新入会員6名も含め新生鉾田支部を発足致しました。

平成21年10月2日、5日においては、未管理浄化槽解消推進事業における個別訪問指導を、鹿行県民センター、鉾田市、行方市、各担当課職員様と支部会員に117件の個別指導を実施致しました。また、同事業の後期分として3月8日、12日に実施しました。

(社)茨城県水質保全協会会員の皆様には、今後ともご指導の程宜しくお願い申し上げまして近況活動報告と致します。

◆日立支部…………… (支部長) 五十嵐 裕 治

法定検査推進戸別訪問を終えて

日立市に於いては、去る1月19日から旧十王町、市北部、市南部に分けて、対象人員10人槽以上の家庭、施設を戸別訪問しました。

茨城県県北県民センター、日立市環境衛生課との三者構成で3日をかけて市内を巡った訳ですが、いくつかの顕著なる傾向があったので、報告いたします。

日立市は市内に下水道終末処理場を有し、中心部は池の川処理場へ、北部は日立・高萩広域下水道へ、南部は那珂久慈流域下水道へと、沿岸部は比較的早期に高い普及率を達成した恵まれた環境にあります。

山間部については費用対効果の面から長い間懸案となっておりましたが、先の報告にも述べたとおり、現在では国庫補助による市町村設置型小型合併処理浄化槽制度を活用し普及に努めているところです。

今回の訪問対象は、これらの処理施設普及前に単独処理浄化槽を設置し、現在に至っているものの中から日立市環境衛生課が対象を絞り込んだリストによって行われました。

その中で問題の傾向はおおよそ三つに分類されるように思われます。

1つめは意図的な違反者で、法令、行政、浄化槽検査制度そのものに不満があって実施しないケース。

2つめは設置者の無理解で、これには制度そのものへの無知と、「保守点検しているのに、法定検査するのはなぜか？」という保守点検と法定検査との混同が揚げられます。

3つ目は我々業界の対応です。保守点検を業者に頼んでいるが、法定検査など今まで言われたことがないというのはまだ良い方で、「法定検査はやらなくていいです。ウチに任せてくれていけば、綺麗になっているので必要ありません」と、言われたという設置者が多くあり、当支部の会員ではありませんでしたが、同じ業者名が複数回出たのには驚きを禁じ得ませんでした。

客先の信頼を得たいが為の営業口であろうと思われそうですが、かえって信用を失うことにもなりかねない不見識な発言であると言わざるを得ません。

以上三点のポイントをふまえ、今後それぞれの対応を図っていくことが肝要と思われます。

明らかに意図的な違反者には、厳格な対応が求められるかも知れません。

無理解の方には事を分けて、さらに分かりやすい説明方法を模索していく必要があります。業界の対応には、反省点を吟味して法定検査の必要性を、まず自らの組織内に周知徹底させる必要があると考えます。

こうしたことは今までも数多くの事例が報告され、そのたびに解決が図られてきたわけですが、このたびの機会を捉え、今後さらにまた設置者、行政、業界が一体となった、より良い水環境作りが実現できるような体制に近づけていかねばならないと強く感じた次第です。

最後に、期間中ご尽力を賜りました茨城県県北県民センター並びに日立市環境衛生課のご担当者に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。



21年度新入会員紹介



支 部	事 業 所 名	所 在 地	業 種
水 戸 支 部	(有)茨城水質管理	水戸市開江町55-6	保 守
ひたちなか支部	ジャパンビルドサービス	ひたちなか市田宮原4038-22	保守・施工
大 宮 支 部	(有)カケフダ設備工業	常陸大宮市上小瀬4919	施 工
	(株)神永工務店	常陸大宮市下村田33	施 工
鉾 田 支 部	(株)飯塚工務店	鉾田市安房1670-33	—
	里宮設備工業	鉾田市札678-1	施 工
	(有)ハシモト	鉾田市箕輪1708	施 工
	(有)マルシン	鉾田市勝下1505-6	—
	(有)ヤマデン	鉾田市新鉾田2-17-5	保守・施工
	大洋設備工業(株)	鉾田市梶山473-2	保守・施工
竜ヶ崎支部	信工業(株)	稲敷市江戸崎甲4769-1	保守・施工
下 館 支 部	やぐち設備	桜川市真壁町下谷貝447-2	施 工
県 西 支 部	北島設備	猿島郡境町宮本町1833	—

浄化槽保守点検業者の登録申請及び登録事項変更届出における添付書類について

○浄化槽保守点検業者登録・更新申請添付書類一覧

平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から
<ul style="list-style-type: none"> ・ (申請者が法人)登記簿謄本 ・ (申請者が個人)住民票の写し ・ 浄化槽管理士の住民票の写し ・ 浄化槽管理士免状の写し(原本証明したもの) ・ 器具の写真(新規申請の場合に限る) ・ 浄化槽管理士証 ・ 営業所の位置図 ・ 茨城県証紙(登録手数料32,000円分) ・ 県税に未納がないことを証する納税証明書 ・ 浄化槽の保守点検に関する講習の修了証(更新申請の場合に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (申請者が法人)登記簿謄本 ・ (申請者が個人)住民票の写し ・ 浄化槽管理士の住民票の写し ・ 浄化槽管理士免状の写し(原本証明したもの) ・ 器具の写真(新規申請の場合に限る) ・ 浄化槽管理士証 ・ 営業所の位置図 ・ 茨城県証紙(登録手数料32,000円分) ・ 県税に未納がないことを証する納税証明書 ・ 浄化槽の保守点検に関する講習の修了証(更新申請の場合に限る)

県外にお住まいの方に限る

○登録事項変更届出添付書類一覧

平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本(法人の代表者, 役員等の変更) ・ 住民票の写し(個人の住所, 管理士の変更) ・ 浄化槽管理士の住民票の写し(管理士の変更) ・ 浄化槽管理士証(管理士の変更) ・ 営業所の位置図(営業所の新設, 変更) ・ 器具の写真(営業所の新設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本(法人の代表者, 役員等の変更) ・ 住民票の写し(個人の住所, 管理士の変更) ・ 浄化槽管理士免状の写し(管理士の変更) ・ 浄化槽管理士証(管理士の変更) ・ 営業所の位置図(営業所の新設, 変更) ・ 器具の写真(営業所の新設)

県外にお住まいの方に限る

〈イベント〉

設立35周年記念式典・祝賀会開催

平成21年10月29日（木）水戸市内のホテルにて設立35周年を記念し、記念式典と祝賀会が盛大に挙行されました。式典には川俣茨城県副知事を始め多くの来賓の臨席を賜り、会員、関係者総勢約115名が出席しました。

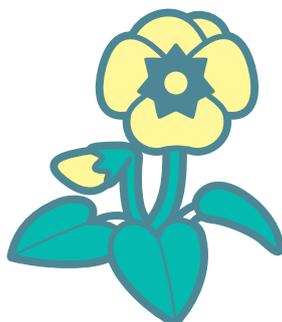
伊沢理事長から「次の世代に引き継ぐきれいな山河を取り戻し、そして、これを保全する」を目標に掲げ「協会一丸となって、より一層の発展をめざしたい」と挨拶があり、来賓の川俣茨城県副知事、全浄連の油谷専務理事らより祝辞を頂き、本会の前途を祝福しました。



設備業六団体「新春の集い」開催

平成22年1月19日（火）水戸市内において、設備業六団体合同の「新春の集い」が開催されました。今年が20回目の節目となる開催となり、茨城県知事、民主党議員、自民党議員、各関係団体の代表者など、来賓を含め約220名が出席しました。

当協会伊沢理事長が代表として挨拶し、来賓からは橋本昌茨城県知事、自民党岡田県連会長らより祝辞を頂き、このあと新年の幕開けを祝う鏡開きが行われ、盛大に祝福しました。



〈講習会〉

浄化槽維持管理技術研修会開催



平成21年11月20日(金)・25日(水)の2日間、水戸市・土浦市において、浄化槽維持管理技術研修会が開催されました。

この研修は、浄化槽の技術開発が著しく進展し、より高性能で利便性の高い浄化槽や窒素、リンを除去できる高度処理型浄化槽の普及に伴い、浄化槽の機能を常時十分に発揮させるためには、維持管理業者による適正な維持管理が不可欠であることから、維持管理業者が技術習熟等に努め、適切な管理体制を確保することを目的として開催されました。

今回は2日間で146名の方が受講され、熱心に聴講されていました。

浄化槽維持管理適正化促進研修会開催

平成22年2月19日(金)水戸市において、浄化槽維持管理適正化促進研修会が開催されました。

この研修は、浄化槽の機能を十分に発揮させる為の適正な施工、浄化槽管理者に対しての設置後の保守点検・清掃・法定検査の実施についての指導、啓発等を改めて学習してもらい、浄化槽施工技術のレベルアップを図る目的で開催され、浄化槽補助制度の拡充、指導要綱による法定検査の指導・啓発、7条検査の状況、浄化槽施工上の留意点について講義していただきました。

今回は61名の方が受講され、熱心に聴講されていました。

平成22年度 浄化槽管理士講習会 茨城会場開催

浄化槽管理士講習会の茨城会場を下記のとおり開催いたします。

- 講習期間 平成22年9月6日(土)～18日(金)(13日間連続です)
- 開催場所 水戸市民会館、茨城県民文化センター
- 受講料金 129,700円
(浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除を選択する者120,200円)
- 受付期間 平成22年7月26日(月)～8月2日(月)
- 受講資格 学歴、実務経験を一切問いません。(どなたでも受講できます)
- 定員 100名(先着順)

※詳細については、当協会総務課までお問い合わせ下さい。

〈お知らせ〉

新11条検査を実施するためには、日頃保守点検業務を通して水環境の保全に寄与されている浄化槽管理士の皆さんに嘱託採水員になっていただく必要があります。法定検査の実施率を高めるためより多くの方に受講して頂きたいと思っておりますので、今年度も下表の日程で**新規及び更新講習会**を開催いたします

特に、更新講習会については、期限が切れる前に受講頂きませんと採水業務に就けなくなりますのでご注意ください。

平成22年度嘱託採水員講習会実施要領

	新規講習会	更新講習会
開催日	①7月16日(金) ②11月19日(金) ③1月21日(金)	①6月18日(金) ②10月22日(金) ③2月18日(金)
対象者	・茨城県に登録している保守点検業者の従業員で浄化槽管理士の資格を持っている方	・今年度対象者は平成19年度に委嘱を受けた嘱託採水員で34名おりますが、平成19年6月に委嘱された方は出来るだけ第1回目に受講下さい。
開催場所	・当協会会議室で行いますので、1回当たり20名で締め切ります。	・当協会会議室で行いますので、1回当たり20名で締め切ります。
申込・提出物	①新11条検査採水業務受託申込書 (新規業者のみ) ②嘱託採水員講習会受講申込書 ③浄化槽管理士免状の写し ④身分証明書用写真(ヨコ3cm×タテ4cm) (写真の裏面に必ず氏名を記入のこと)	①嘱託採水員更新講習会受講申込書 ②身分証明書用写真(ヨコ3cm×タテ4cm) (写真の裏面に必ず氏名を記入のこと) ③旧委嘱状、旧身分証明書は書き替えますので、返納願います。
	〈申込及び書類等の提出は、開催日の1週間前までにお願いします。〉	
受講料	・当協会会員・・・2,000円 ・非会員……………7,000円	・当協会会員・・・1,000円 ・非会員……………3,000円
	〈納入は提出書類等と同様、開催日の1週間前までに郵便振替にてお願いします。〉	

※申込書、振替用紙等については指定用紙がございますので、お問い合わせ下さい。



金性水 [大子町]

霊峰八溝山は、茨城県久慈郡大子町の北端に位置し、茨城・栃木・福島の三県にまたがり、標高1022mで県内最高峰である。八溝山中には、「五水」と総称される湧水が五ヶ所点在している。「五水」とは、「金性水」「鉄水」「龍毛水」「白毛水」「銀性水」を言い、いずれも徳川光圀公が命名し、光圀公は、特に「金性水」を賞美したと伝えられている。この「五水」は昭和60年環境庁の「日本名水百選」に選ばれている八溝川湧水群である。湧水群の水は、集まって沢となり、久慈川の支流である八溝川の源流となる。沢には日本特有のムカシトンボの幼虫が生息し、その成虫の数は北関東一であると言われている。また沢の清冽な水を利用して、八溝わさびの栽培が行われている。

一口メモ



残留塩素

消毒効果を表わす指標の一つである。

浄化槽では、し尿1ml中には数百万個の大腸菌が含まれているため、放流水中の大腸菌群数を3,000個/ml以下になるように消毒することが望ましい。しかし、日常の管理で大腸菌群数をその都度測定することはきわめて困難であるため、残留塩素が検出されるように消毒を実施することで対応している。



〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

茨城県知事指定浄化槽検査機関

社団法人 茨城県水質保全協会

総務部 TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822
E-メール●ishk@herb.ocn.ne.jp

検査部 TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592
E-メール●ishk@diary.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.com/>

協会の業務案内

総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験

協会案内図



徒歩

JR水戸駅北口
徒歩 15分~20分

バス

JR水戸駅北口から
日赤入口下車
徒歩 5~6分